# 平成19年度の健全化判断比率及び資金不足比率について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体は健全化判断比率及び公営企業ごとの資金不足比率を算定し、議会に報告のうえ公表することが義務付けられました。比率が基準以上となった場合は、財政健全化計画や財政再生計画を策定し、国や県の指導を得ながら財政健全化を進めることになります。なお、計画策定義務は平成20年度決算から適用されます。

## 健全化判断比率

この比率は①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの比率からなっています。

## 平成19年度健全化判断比率

区分	比 率 (%)	国が定める基準	
		早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	ー (実質赤字なし)	13. 39%	20. 00%
②連結実質赤字比率	— (連結実質赤字なし)	18. 39%	40. 00%
③実質公債費比率	27. 3%	25. 0%	35.0%
④将来負担比率	190. 8%	350.0%	

この結果により、実質公債費比率は早期健全化基準の25%を上回りました。平成20年度決算におきましても25%以上となる見込ですので、平成21年度に早期健全化計画を策定しなければならないことになります。

#### 実質公債費比率が高くなった原因

年号が平成になった頃から公営住宅や学校建設などの大規模事業が継続していましたが、平成11年に山形新幹線が新庄まで延伸することとなり新庄駅広場整備や踏切対策事業が実施されました。また、公共下水道事業の供用開始、最上広域一部事務組合による「ゆめりあ」やエコプラザ建設など、市の財政規模を超えた事業が引き続いたことが要因です。

#### 市の対応と今後の見通し

平成16年度に財政再建計画を策定し、人件費などの経常経費削減及び投資的経費抑制による公債費削減を実施しています。新幹線に関連した起債のうち平成20年度で償還完了するものがあり、平成21年度からの償還額は大きく減少します。現在は同規模団体と同じような財政状況に近づいて来ており、平成18年度の実質公債費比率より2.8ポイント改善しています。財政再建計画は確実に実施していますので、当初の計画より1年早く平成22年度には25%以下となる見込です。

## 資金不足比率

この比率は、特別会計のうち水道事業や下水道事業など料金をいただき、民間企業と同じような経営をしている公営企業の財政状況を判断する比率です。

# 平成19年度資金不足比率

特 別 会 計	資金不足比率 (%)	国が定める基準 (経営健全化基準)
水道事業会計	— (資金不足なし)	20.0%
公共下水道事業特別会計	— (資金不足なし)	20.0%
農業集落排水事業特別会計	— (資金不足なし)	20.0%
世 営農飲雑用水事業特別会計 (資金不足なし)		20.0%

全ての特別会計で資金不足はなく、健全な経営を運営しています。今後とも行財政改革を推進しながら、健全な財政運営を推進します。

## 比率の算定方法

#### 実質赤字比率

実質赤字比率 = <u>一般会計の実質赤字額</u> 標準財政規模

・標準財政規模の額:標準的に収入が見込まれる一般財源の総額(市税、地方譲与税、普通 交付税、臨時財政対策債などの収入見込の合算額)

## 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 標準財政規模

・連結実質赤字額:全会計の赤字額(資金不足額)-全会計の黒字額(資金剰余額)

## 実質公債費比率

地方債元利償還金等

標準財政規模一(特定財源十元利償還金等に係る基準財政需要額)

・地方債元利償還金等:一般会計のほか特別会計と一部事務組合の元利償還金及び債務負担行為のうち公債費に準ずるもの(国営新庄土地改良事業負担金など)

・特定財源:元利償還金に充当できる県補助金や市営住宅使用料など

## 将来負担比率

将来負担額一(充当可能基金+

特定財源十地方債現在高に係る基準財政需要額)

将来負担比率 =

標準財政規模一元利償還金等に係る基準財政需要額

・将来負担額:一般会計のほか特別会計と一部事務組合の未償還元金及び公債費に準ずる債務 負担行為のうち今後支払予定額

## 資金不足比率

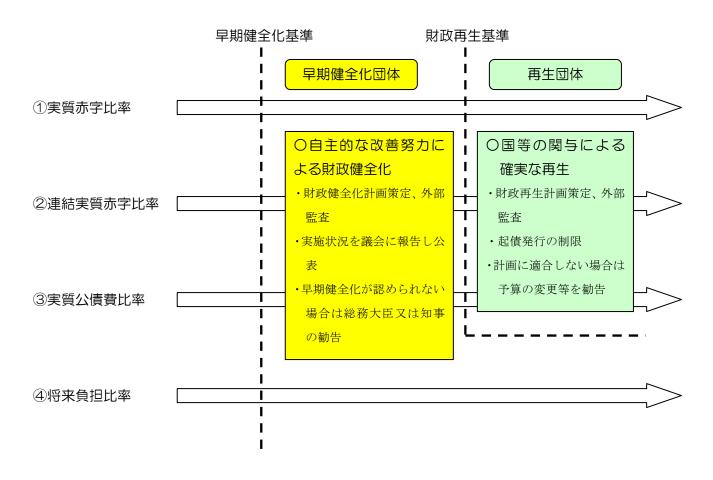
資金不足比率資金の不足額事業の規模

・資金の不足額:水道事業や公共下水道事業特別会計などの公営企業の資金不足額

## 財政健全化法における財政健全化の取組



<財政の早期健全化・再生>



<公営企業の経営健全化>

